

目 次

第1章 総 則

第1 目 的	2
第2 用 語	2
第3 運用上の留意事項	3
第4 基準の適用範囲	3

第2章 防火対象物

第1 政令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱い	1－1
第2 収容人員の算定	1－4 3
第3 建築物の床面積及び階の取り扱い	1－7 1
第4 無窓階の取り扱い	1－9 7
第5 防災防火対象物、防災物品	1－1 1 7

第3章 消防用設備等の設置単位

第1 消防用設備等の設置単位	2－1
第2 政令第8条に規定する区画等の取り扱い	2－1 1
第3 政令第9条の取り扱い	2－2 9
第4 渡り廊下で接続されている場合の取り扱い	2－3 5
第5 地下連絡路で接続されている場合の取り扱い	2－4 9
第6 同道で接続されている場合の取り扱い	2－5 7
第7 小規模特定用途複合防火対象物	2－6 1
第8 内装制限	2－7 7
第9 スプリンクラー設備を設置することを要しない構造の取り扱い	2－8 1
第10 水噴霧消火設備等の設置に係る取り扱い	2－1 1 1
第11 火災のとき著しく煙が充満するおそれのある場所の取り扱い	2－1 1 9
第12 避難器具の設置個数の減免の取り扱い	2－1 3 1
第13 誘導灯の設置を要しない部分の取り扱い	2－1 5 1
第14 消防用設備等の軽微な工事に係る運用	2－1 6 3

第4章 消防用設備等の技術基準

第1 消火器具	3－1
第2 屋内消火栓設備	3－1 3
第2の2 パッケージ型消火設備	3－7 5
第3 スプリンクラー設備（閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備）	3－8 1
第3の2 開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備	3－1 2 3
第3の3 放水型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備	3－1 3 5

第3の4	ラック式倉庫に用いるスプリンクラー設備	3-165
第3の5	特定施設水道連結型スプリンクラー設備	3-203
第3の6	パッケージ型自動消火設備	3-223
第4	泡消火設備（固定式の泡消火設備(高発泡用泡放出口を用いるものを除く。))	3-241
第4の2	移動式の泡消火設備	3-259
第4の3	特定駐車場用泡消火設備	3-271
第5	不活性ガス消火設備(全域放出方式の二酸化炭素消火設備)	3-303
第5の2	不活性ガス消火設備(イナータガス消火剤を放射する不活性ガス消火設備)	3-339
第6	ハロゲン化物消火設備(全域放出方式)	3-351
第7	粉末消火設備	3-369
第8	屋外消火栓設備	3-393
第9	動力消防ポンプ設備	3-409
第10	自動火災報知設備	4-1
第10の2	無線式自動火災報知設備	4-109
第10の3	特定小規模施設用自動火災報知設備	4-117
第10の4	複合型居住施設用自動火災報知設備	4-129
第11	ガス漏れ火災警報設備	4-143
第12	漏電火災警報器	4-161
第13	消防機関へ通報する火災報知設備(火災通報装置)	4-173
第14	非常警報設備	4-185
第15	避難器具	5-1
第16	誘導灯	5-77
第16の2	誘導標識	5-113
第17	消防用水	6-1
第18	排煙設備	6-19
第18の2	加圧防排煙設備	6-41
第19	連結散水設備	6-73
第20	連結送水管	6-95
第21	非常コンセント設備	6-127
第22	無線通信補助設備	6-139
第23	非常電源	6-153
第24	総合操作盤	6-201

凡 例

無 印：法令基準（法令解釈又は運用基準を含む）

● ：法令基準に行政指導を加えた基準を示す印

▲ ：行政指導基準であることを示す印